

内閣府新庁舎（仮称）整備等事業
事業提案書作成説明会実施要領

入札説明書にて規定する事業提案書作成説明会を次の通り実施します。

1. 実施対象

第一次審査を経て参加資格があると認められた応募者（以下「入札参加者」という。）ごとに個別に実施します。

2. 実施時期

（1）令和2年6月16日、6月17日（予定）

（2）所要時間は1時間半を予定しています。開催時間は別途ご連絡いたします。

（3）日時等については、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室から入札参加者の代表企業に個別に通知します。

3. 開催場所

内閣府本府庁舎・中央合同庁舎8号館 第2入札室（住所 東京都千代田区永田町1-6-1）

4. 参加者の登録

（1）参加者の人数は15名以内とし、応募グループの構成員、協力企業に属し、本事業の事業提案に関わる者としてします。

（2）参加者名簿の提出先と提出時期は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室から入札参加者の代表企業に個別に通知します。

5. 実施内容

（1）事業提案書作成説明会（約30分）

本事業の、業務要求水準書に求める水準と事業提案書の各提案分野において、国が特に重視する項目に関し、その設定された背景及び事業提案において留意すべき事項等について説明を行います。また、要求水準に規定された一次審査通過者に貸与する資料の貸与手続き及び説明を行います。

（2）現地見学（約60分）

建設予定地の現地見学を実施します。現地見学時の注意事項等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室から入札参加者の代表企業に個別に通知します。

6. 質問に対する回答

（1）事業提案書作成説明会及び現地見学での質問に対する回答は行いません。

（2）国が事業提案書作成説明会及び現地見学にて回答と受け取れる発言をしたとしても、回答としての効力はありません。

（3）事業提案書作成説明会及び現地見学に関する質問がある場合は、第3回質問にて、指定された様式を用いて質問を提出して下さい。

7. 問い合わせ先

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室 03-5253-8111（代表）内線 23634